

第6章 保護に関わる諸手続き

第6章 保護に係る諸手続き

旧三笠ホテルの保存及び活用に係る改修等を行う場合に、文化財保護法等に基づいて必要となる主な手続きについて示す^{注1}。手続きに要する書類（許可申請書、届出等）は軽井沢町教育委員会生涯学習課から長野県教育委員会文化財・生涯学習課を通して文化庁へ提出する。

6.1. 文化庁長官の許可を必要とする場合

下記の3つの行為においては、文化庁長官の許可が必要となる。手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。

6.1.1. 文化財建造物の現状を変更しようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

① 許可を必要とする場合

- ・ 改造する場合（間仕切りの取り付けまたは撤去、窓の取付など）
- ・ 構造、形式、規模を変える場合
- ・ 部材の材種、寸法、工法を変える場合
- ・ 建設当初または改変後のある時期の姿に復原しようとする場合
- ・ 移築または曳家をする場合
- ・ 建物の建つ地盤の高さを変える場合
- ・ 大規模な構造補強

② 許可を必要としない行為

- ・ 維持のための措置及び影響が軽微な小修理（ただし「修理届」を提出）
- ・ 災害による損傷や被害の拡大防止のための応急措置（ただし、応急措置後に速やかに「き損届」を提出）

6.1.2. 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（文化財保護法第43条第1項）

文化財建造物そのものに対する行為だけではなく、災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいう。

① 許可を必要とする場合

- ・ 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築する場合。
- ・ 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ・ 文化財建造物の周辺における切土、盛土など、周辺の耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- ・ 文化財建造物の内部に、受付など防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- ・ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合

② 許可を必要としない行為

- ・ 十分な養生をした上での保守点検や設備更新など、影響が軽微な行為

6.1.3. 所有者及び管理団体以外の者が公開を行おうとするとき(文化財保護法第 53 条第 1 項)

① 許可を必要とする場合

- ・ 所有者以外の者が主催する展覧会や、催し物の一環として建造物も展示物の一部として公開する場合

② 許可を必要としない行為

- ・ 文化財の公開を所有者あるいは管理団体自体が行う場合

6.2. 文化庁長官への届出を必要とする場合

6.2.1. き損届 (文化財保護法第 33 条第 1 項)

重要文化財建造物の所有者等は、所有する重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に「き損届」を提出する。

6.2.2. 修理届 (文化財保護法第 43 条の 2)

重要文化財建造物の修理を行う場合、修理に着手する 30 日前までに、工事内容を記した「修理届」を提出する。ただし、国庫補助金の交付を受けて修理を行うとき、また現状変更の許可を受けて修理を行う場合などは、修理届は不要である。

6.2.3. その他

① 下記の事項は、20 日以内に文化庁長官に届出なければならない。

- ・ 管理責任者を選任し、解任し、または変更したとき (文化財保護法第 31 条第 3 項、第 32 条第 2 項)
- ・ 所有者が相続や譲渡などにより変更したとき (文化財保護法第 32 条第 1 項)
- ・ 所有者または管理責任者が氏名、名称又は住所を変更したとき (文化財保護法第 32 条第 3 項)

② 日常管理の項目は、第 2 章「保存管理計画」の 2.3.2.管理方法「表 2-4.軽微な修繕」にまとめており、これらの行為については手続きは不要とする。

6.3. 本保存活用計画の変更

本計画の内容を変更するときには、変更の内容について、文化庁・長野県教育委員会・軽井沢町教育委員会と事前に協議し、合意を形成した上で行う。

注1 本章については『文化財保存・管理ハンドブック〔三訂版〕-建造物編-』（平成24年、全国国宝重要文化財所有者連盟）を参照。